

主な発注機関等に対する要請等一覧（平成28年度以降）

番号	発注機関等	内容
1	市町村等 (H29. 2. 2)	消防救急デジタル無線機器の製造販売業者による入札談合事件の審査の過程において、消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において、次のような疑いのある事実が認められた。 ア 特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している。 イ 特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に関与しているほか、指名業者又は入札参加申請業者を把握している。 発注仕様書等に特定の製造販売業者の仕様が記載されていない場合、契約の相手方となるべき者について発注者が意向をほのめかしていると受け取られるおそれがあり、また、特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に関与したり、指名業者又は入札参加申請業者を把握できることは、入札談合等を行うことを容易にするおそれがあるため、今後、消防救急デジタル無線機器を発注するに際しては、前記ア、イのようなことのないように留意するよう連絡した。
2	公益社団法人みやぎ農業振興公社 (H29. 2. 16)	公益社団法人みやぎ農業振興公社の担当者が、同公社が設計管理支援業務又は入札事務を受託した施設園芸用施設工事の入札の実施に当たり、入札の前に特定の工事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示した行為は、工事業者による独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたものと認められることから、公正かつ自由な競争を確保するため、同公社に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。
3	農林水産省 (H30. 6. 14)	ア 東北農政局の職員が行った行為 農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の非公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。 イ 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が行った行為 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた事実が認められ、このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。
4	宮城県 (H30. 7. 26)	宮城県が、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、同県が定める談合情報対応マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。
5	東京都水道局 (R1. 7. 11)	東京都の職員による、入札談合等関与行為以外に行った以下の行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあることから、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。 ア 見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示等していた（平成22年度以前のいずれかの三郷浄水場の排水処理施設運転管理作業、平成23～25年度までの金町浄水場の排水処理施設運転管理作業、平成24年度の三園浄水場の排水処理施設運転管理作業の契約に係る見積り合わせにおいて）。 イ 受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際、誤って非公表の予定推定総金額が記載された書類を含めて交付した（平成29年度の三園浄水場の排水処理施設運転管理作業の契約に係る見積り合わせにおいて）。

番号	発注機関等	内容
6	山形県 (R2. 6. 11)	山形県は、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していたところ、これら3事業者は、常に違反事業者のうちのいずれかの事業者であった。 このような状況の下で、違反事業者が、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められたことから、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。
7	日本年金機構 (R4. 3. 3)	日本年金機構は、特定データプリントサービスの入札において、入札談合が行われている旨の情報について通報を受け、内部調査を行ったにもかかわらず、その結果を含む本件談合情報を公正取引委員会に通報しなかった。この対応は、その判断が適切なものとはいえないものであったことから、日本年金機構に対し、今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に公正取引委員会に対して通報し得るよう、所要の改善を図ることを要請した。 また、日本年金機構は、当該入札について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができる方法により実施していた。この方法による入札の実施は、違反事業者以外の者が、入札に参加した場合、違反事業者は入札価格を下げるなどの対応を採るなどして談合を行いやすくさせていたものであり、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、適切なものとはいえないものであったことから、日本年金機構に対し、日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど適切な措置を講ずることを要請した。
8	青森市 (R6. 5. 30)	青森市の担当者は、特定移送業務の入札の前に、5社のうちの特定の事業者から、特定移送業務を5社において共同で実施したい旨の要望を伝えられるなどしていたことから、青森市は、特定移送業務の入札の前に5社が特定移送業務を共同で実施しようとしていることなどを認識し得たといえるにもかかわらず、青森市は、特定移送業務の入札の実施に当たり、5社のうち3社を指名して入札に参加させた。この対応は、入札の対象となる業務を共同で実施しようとしている者同士を同一の入札に参加させるものであり、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、適切とはいえないものであったことから、青森市に対し、次のとおり要請を行った。 ア 指名競争入札を行うに当たっては、有資格者同士が入札の対象となる業務を共同で実施しようとしていることをうかがわせる情報に接した場合には、当該有資格者同士を同一の入札に指名することがないようにすること。 イ 受注者が他の入札参加業者に入札の対象となった業務を委託していることをうかがわせる情報に接した際には、受注者に対し積極的に委託の状況の確認をするようにすること。 また、青森市は、特定移送業務の入札の前に、特定の部門の有資格者に対し、新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る対応の可否についての照会をしていたところ、青森市の担当者は、5社のうちの特定の事業者から、5社のうちいずれの事業者に可否照会をしたのかとの問い合わせを受け、当該特定の事業者に対し、可否照会を行った事業者を伝えていた。この行為は、独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれがあるものであったことから、青森市に対し、当該行為と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

（注1）公正取引委員会は、独占禁止法違反に係る調査を行った事件において、競争政策上必要な措置を講ずるべきと判断した事項について、発注者に要請・申入れ等を行っている。

（注2）括弧内は要請等を行った年月日記載している。